

🗨️ **令和8年7月より
法定雇用率が引き上げられます**

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	常用雇用労働者数 40.0人以上	常用雇用労働者数 37.5人以上

Q：対象事業主が法定雇用率を達成できない場合はどうなるの？

A：障害者雇用促進法に違反し、早急な改善が求められます。
また、常用雇用労働者100人超の企業については、「障害者雇用納付金」の納付が必要です。

【障害者雇用納付金】

法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて
1人当たり月額50,000円

✔️ **障害者雇用における算定方法**

◆ **精神障害者の算定特例**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者については、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1人分としてカウントして算定することができます。

◆ **一部の週所定労働時間20時間未満の方の算定**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5人分としてカウントして算定することができます。

本事業でのご相談、サポートは無料でご利用いただけます

📁 **ご利用の流れ**

1 お問合せ

■ **ホームページ**

お問合せフォームより
ご相談内容を入力ください

■ **メール**

cjcons@ch-j.jp

■ **お電話**

022-385-5778



2 ご相談

訪問もしくはオンラインにて
ご相談をお受けします

3 サポートのご提案

ご相談内容に応じたサポートを
ご提案します



株式会社チャレンジドジャパン

CHALLENGED JAPAN

〒983-8477
宮城県仙台市宮城野区榴岡1丁目1-1
JR仙台イーストゲートビル6階

☎ 022-385-5778

✉ cjcons@ch-j.jp

🌐 <https://syougaiyou-matching.pref.miyagi.jp/>

本事業は株式会社チャレンジドジャパンが
宮城県から受託し、運営しています。

障害者雇用のはじめの一步から
職場での「活躍」まで



**障害者雇用を
サポートします**

採用後の未来を一緒に考えます

受託者：株式会社チャレンジドジャパン

関係機関と連携しながら、企業の障害者雇用を支援していきます

企業訪問によるサポート

障害者雇用に関する情報提供だけでなく、障害者支援に関する資格を持ったスタッフが業務切り出しや環境調整の支援を行います。



企業向けセミナーの開催

企業内で、障害者雇用に対する理解促進を目的としたセミナーを開催します。障害の特性、職場定着など、ご希望に合わせた実施が可能です。



企業説明会・面接会の開催

障害者雇用推進ネットワーク等と連携し、企業説明会・面接会を開催することで、企業と求職者が出会う場を創出します。



企業見学会・学校見学会の開催

優良企業や特別支援学校の見学会を開催します。課題解決の手がかり探しや、学生の実習受け入れのきっかけ作りをサポートします。



障害者雇用に関するネットワーク構築

宮城県内各エリアの障害者雇用推進ネットワークの運営・立ち上げを支援し、企業同士の連携強化や、障害者雇用促進のためのイベントを行います。



こんなお悩みはありませんか？

何から始めたらいいかわからない

どこに相談したらいいかわからない

どんな仕事を用意したらいいのかわかりたい

障害のある人と共に働くための工夫を知りたい

採用する際のポイントを知りたい



宮城県では、雇用対策課と障害福祉課が連携して障害者の雇用・就労を支援しています。

雇用対策課

障害者雇用マッチング
機会創出支援事業
障害者短期離職防止
促進事業

障害福祉課

障害者就労連携構築・
定着サポート業務



企業の方
ご相談は
こちらから

企業支援

関係機関・事業所支援

